

「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」要旨

1. 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(1) 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

- ・ 政府想定を踏まえ、各部門における業務の優先順位及び欠勤率に応じ、業務実施計画を策定し、新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施する。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、必要な要員を確保し、列車・バス運行の継続を図る。

(2) 感染対策の検討及び実施

- ・ 発生段階別の対策項目に従い、職場等における感染対策を実施する。
- ・ 感染予防、飛散防止を目的とした品目を備蓄する。
- ・ 感染拡大防止のため、ポスター類の掲示、車内及び構内放送等でマスク着用による咳エチケットの徹底等の呼び掛けに努める。

2. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 新型インフルエンザ等対策の実施体制

新型インフルエンザ等の発生状況に応じて情報本部（情報本部長：総務部長）もしくは、対策総本部（対策総本部長：社長執行役員）を設置する。また、対策総本部の設置にあわせて各事業部門に部門対策本部（鉄道部門対策本部長：鉄道事業本部長、自動車部門対策本部長：自動車事業本部長）を別途設置する。

(2) 情報収集及び共有体制

平時から、国内外の新型インフルエンザ等に変異する恐れがある感染症への対応状況や医療体制等に関する情報を、国、地方公共団体等から収集し、新型インフルエンザ等の発生時においては、その情報を早急にお客さまや社員等に周知する体制を確保する。

(3) 関係機関との連携

平時から新型インフルエンザ等対策業務実施に当たり、関係機関等との連携を図る。

3. その他

(1) 教育・訓練

- ・ 的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるように、平時から社員等に対して新型インフルエンザ等の基礎知識、基本的な感染対策等の教育の実施及び新型インフルエンザ等対策訓練の実施に努める。
- ・ 国、地方公共団体等が実施する新型インフルエンザ等対策訓練には参加するよう努める。
- ・ 新型インフルエンザ等対策業務についての訓練と、その他訓練について共通の事項がある場合には、必要に応じて有機的な連携が図れるように配慮する。

(2) 計画の見直し

本計画に記載された内容について、必要と認める場合は変更するものとする。また、国、地方公共団体等が提供する情報により適宜見直しを行い改定する。